

区における障害を理由とする差別に関する相談について

(平成 29 年 10 月から平成 30 年 3 月)

1 練馬区に寄せられた相談件数 6 件

(内訳) 相談窓口 (※) の件数 1 件

相談窓口以外での件数 5 件

※相談窓口：障害者施策推進課、総合福祉事務所、保健相談所

2 配慮に関する相談 4 件

(1) 施設・設備に関すること 1 件

- ・施設を利用する際に、本人の申し出に応じて、施設の障害者用駐車スペースの利用と車椅子の貸出を行った。

(2) 情報保障に関すること 1 件

- ・会議に参加する方からの申し出に応じて、点字・拡大文字資料の提供、手話通訳・要約筆記の手配等の配慮を行った。

(3) 対応に関すること 1 件

- ・視覚障害のある方から、ヘルパー同伴で施設を利用したい申し出があった。ヘルパー同伴で利用可能であり、事業にも参加してもらっている。

(4) その他 1 件

- ・医療を受けるにあたっての合理的配慮のあり方などについて、病院と対話をしたいとの申し出があったため、障害のある患者・家族への配慮などについて対話を行い、病院は家族や関係者とともに知恵を出し合い、建設的な対応に努めることとした。

3 環境の整備に関する相談 2 件

- ・障害者用駐車スペースに車を停めたところ、職員から移動するよう注意を受けたが、同乗する子供に障害があったため駐車していたとの申し出があった。利用者にお詫びするとともに、接遇について職員全体に周知し、あわせて、障害者への配慮についての職員研修を行った。

- ・公営自転車駐車場において、体の不自由な方専用の置き場を増やしてほしいとの要望があった。当該自転車駐車場には、体の不自由な方専用の置き場を3台分設置しているが、今後改修の予定があるため、すぐの対応は難しいが、検討すると回答した。